

令和6年度集団指導資料

総合事業の通所サービスについて

介護保険課事業者運営推進係

目次

1	周知事項	P3~4
2	利用者について	P5
3	サービスコードについて	P5
4	人員基準、設備基準について	P6
5	通所サービスの内容について	P7
6	利用回数について	P8
7	月途中の事由による回数コードについて	P9
8	回数コードによる算定について	P10
9	計画の作成について	P11~12
10	加算について	P13

1 周知事項

・介護職員等処遇改善加算Ⅴ(1)～(15)は令和7年3月31日で廃止。(令和7年3月実績まで加算可能)

・業務継続計画未策定減算の経過措置が令和7年3月31日に終了します。

基準(※)を満たしていない場合、令和7年4月1日から減算が適用されます。

(※) 基準については、別冊「加算・減算 算定要件」をご確認ください。

全ての介護サービス事業者は、令和6年3月末までに

業務継続計画(BCP)の策定

高齢者虐待を防止するための措置の実施 が義務付けられています。

・令和6年度改正において、「運動器機能向上加算」が廃止。

留意事項に記載のありました運動器機能向上加算計画書・モニタリング報告(運動器機能向上加算に伴う月1回の報告義務)については不要としました。

1 周知事項(2)

・ 事業名の変更

「地域支援事業実施要綱」、「総合事業のガイドライン」の一部改正に伴い、令和7年4月から事業名を変更します。

旧) 介護予防・生活支援サービス事業



新) サービス・活動事業

2 利用者について

通所サービスの対象となる利用者

- ・事業対象者（健康長寿チェックシートで対象となった者）
- ・要支援 1
- ・要支援 2

3 サービスコードについて

A 7コードを使用

A 6コードの使用は、被爆者手帳および東日本大震災の震災免除証明書の提示があった方に限る。

- ・※該当がある場合は、担当の地域包括支援センターに連絡してください。事前にA 6コード使用について東京都に連絡する必要があります。事業所の変更の場合もご連絡ください。

4 人員基準、設備基準について

	区が指定する通所サービス事業者が提供するサービス	
	国相当基準	区独自基準（緩和された基準）
内容	体操（生活機能向上）、レクリエーション、入浴、食事など	
送迎	送迎を行うことを基本（減算あり）	送迎を行うことを基本（減算あり）
提供時間	平均3時間以上9時間未満	1.5時間以上
人員基準	（機能訓練室の面積が69㎡の場合） ・利用定員が23人（1人3㎡） ①管理者 専従1人（兼務可） ②生活相談員 専従1人 ③看護職員 専従1人 ④機能訓練指導員 1人 ⑤介護職員 専従3人	（機能訓練室の面積が69㎡の場合） ・利用定員が30人（1人2.3㎡） ①管理者 専従1人（兼務可） ②介護職員 専従3人



通所介護と一体的に実施する場合の指定基準です。枠内の基準を満たして申請します。



通所型サービスのみの指定基準で行う場合に枠内の基準でサービスの提供が可能です。

5 通所サービスの内容について

種別	<p>区が指定する通所型サービス事業所 (国基準相当/区独自基準) (A6/A7)</p>
内容	<p>生活機能の維持・向上を目的とした体操や筋力トレーニング/食事/入浴/ 栄養改善プログラム/口腔機能向上プログラム</p>
対象者	<p>事業対象者、要支援 1・2</p>
介護報酬	<p>月額包括報酬が基本。 週の利用回数の増減は、原則として翌月1日から計画作成(変更)する。 ・月の途中で契約開始など、対象となる事由が生じた場合、当該月に限って、回数コードを適用する。 ※ 利用者は利用料の一部(1~3割)を負担する。 ※ 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所型サービス費は算定しない。</p>
運営	<p>・提供時間は1.5時間以上 ・利用者に対して、その居宅とサービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位減算する。</p>

6 利用回数について

あらかじめ、適切なアセスメントにより作成された計画（**介護予防ケアプラン**）に沿って、**必要とされた**週あたりの回数(程度)の通所サービスを提供し、**月額報酬**で算定します。

✓ **必要とされた**週あたりの回数(程度)・・・週 1 回程度もしくは週 2 回程度

- ✓ 月ごとに週数が異なったり、ひと月に 1 回のみの利用であったりしても同じ報酬額となる。
- ✓ 要支援 1 であっても、**介護予防ケアプラン**において 1 週に 2 回程度の通所サービスが必要とされた者には、週 2 回程度のサービス提供を行う。
- ✓ 要支援 2 であっても、**介護予防ケアプラン**において 1 週に 1 回程度の通所サービスが必要とされた者には、週 1 回程度のサービス提供を行う。
- ✓ 利用者都合等で提供日を振り替えた場合、特例的に、暦上の 1 週に**介護予防ケアプラン**を上回る回数を提供することを妨げるものではないが、振り替えて提供することの必要性は精査すること。（**月をまたいでの振替はできない**）
- ✓ **複数の通所サービス事業者を利用することはできない。**

7 月途中の事由による回数コードについて

サービス・活動事業は **月額報酬**が基本。**回数コード**で算定できる場合は、**以下の事由に限られます。**

回数コード適用の事由			
月	月	月	事由
← 月をまたぐ事由発生期間 →	← 月をまたぐ事由発生期間 →		事業所指定効力停止 ショートステイの利用
【回数コード】	【回数コード】	【月額コード】	
	← 月をまたがない事由発生期間 →		区分変更（要支援1→要支援2、事業対象者→要支援、要介護→要支援） サービス提供事業所の変更（同一サービス種類のみ） 急な状態変化（悪化により身体介護が必要）によるケアプランの変更（訪問サービスのみ）
【月額コード】	【回数コード】	【月額コード】	
	● 事由発生		利用者との契約開始（1日付契約は月額コード） 施設やグループホーム等の退所 公費適用の開始（生活保護など） 生活保護単独から生活保護併用への変更（65歳になって被保険者証取得）
	【回数コード】	【月額コード】	
【月額コード】	● 事由開始		利用者との契約解除 施設やグループホーム等への入所
	【回数コード】		

詳細は区ホームページ掲載の「練馬区サービス・活動事業の月途中の事由によるサービスコード（回数）の適用」を参照（令和6年5月28日更新）

※（臨）：新型コロナウイルス感染拡大防止の観点で行う臨時的取扱いはR5.5.7に終了

8 回数コードによる算定について

月途中の事由によるサービスコード（回数コード）を適用して算定する場合には、制限回数を設けています。

サービス	サービス内容	制限回数
通所型サービスⅢ	週1回程度	4回まで
通所型サービスⅣ	週2回程度	8回まで

制限回数を超えて算定すると、月額包括報酬を上回るため、制限回数を超えて算定することはできません。

回数計算用サービスコードがない加算

- ・回数コードでの算定は行わない。月額包括報酬の算定を可能とする。
- ・月の途中で事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする。
- ・月の途中で利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。

月額報酬が基本のため、同じ事業所での週あたりの利用回数の増減は、翌月1日から変更する。

9 計画の作成について

栄養改善および口腔機能向上に係るいずれかの特定サービスを個別または一体的に提供する場合を除き、通所サービス計画の作成を要しない。

ケアマネジャーが区版④を作成することで、サービス事業者が作成する個別支援計画とみなす。

練馬区版介護予防サービス・支援計画書④

通所で行う具体的な個別サービス計画		
<input type="checkbox"/> 入浴	<input type="checkbox"/> 食事	<input type="checkbox"/> 日常生活上の世話
<input type="checkbox"/> 趣味活動	<input type="checkbox"/> 外出行事	<input type="checkbox"/> 体操
<input type="checkbox"/> 運動機能向上	<input type="checkbox"/> 杖なしで歩く	<input type="checkbox"/> 立位で作業できる
<input type="checkbox"/> 自己通所	<input type="checkbox"/> 交通機関を利用して出かけられる	<input type="checkbox"/> 栄養状態の改善
<input type="checkbox"/> 口腔機能向上	<input type="checkbox"/> 家事ができる	<input type="checkbox"/> 会食（交流等が主目的）
<input type="checkbox"/> 筋力向上トレーニング（短期集中）	<input type="checkbox"/> その他	
備考欄		

✓ 加算の算定がある場合には、備考欄に記載

【個別支援計画の作成にあたって】

- ✓ 利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえ、通所サービスの目標、目標を達成するための具体的な内容、提供を行う期間等を記載した計画を作成してください。
- ✓ 介護予防ケアプランの内容に沿ったサービス計画を作成してください。

10 計画の作成について(2)

通所サービス計画の短期目標の記載例

目標設定期間が終了する時に、サービス利用による目標の達成状況を評価できるように、**具体的に記載**してください。

【身体機能・身体構造の目標例】

- 寝返り、起き上がりができるようになる
- 痛みがなく生活を送ることができるようになる

【活動の目標例】

- 着替えが自分でできるようになる
- 自助具を使用して食事が自分で食べられるようになる
- 自宅で入浴ができるようになる

【参加の目標例】

- 近隣のスーパーまで買い物に行けるようになる
- 家庭内の役割として掃除、洗濯ができるようになる
- 趣味である囲碁教室に行けるようになる

11 加算・減算について

別冊「加算・減算 算定要件」を参照してください。

1. 高齢者虐待防止措置未実施減算
2. 業務継続計画未策定減算
3. 同一建物減算
4. 送迎減算
5. 生活機能向上グループ活動加算
6. 若年性認知症利用者受入加算
7. 栄養アセスメント加算
8. 栄養改善加算
9. 口腔機能向上加算(Ⅰ)(Ⅱ)
10. 一体的サービス提供加算
11. サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)
12. 生活機能向上連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)
13. 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(Ⅱ)
14. 科学的介護推進体制加算
15. 軽度化加算
16. 自立化加算
17. 介護職員等処遇改善加算
18. 定員超過減算
19. 人員欠如減算